

安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例施行規則

(令和6年2月28日 規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、管理者が管理する情報について、安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例(令和6年条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(公開請求書)

第3条 条例第6条第1項の規定による公開請求書の提出は、情報公開請求書(様式第1号)により行うものとする。

(公開決定等の通知)

第4条 条例第10条第3項の公開決定等の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 情報の全部を公開する場合 情報公開決定通知書(様式第2号)
- (2) 情報の一部を公開する場合 情報部分公開決定通知書(様式第3号)
- (3) 情報の全部を公開しない場合 情報非公開決定通知書(様式第4号)
- (4) 情報の存否の応答を拒否する場合 情報の存否応答拒否決定通知書(様式第5号)

2 条例第10条第2項の規定により、公開決定の期間を延長するときは、情報公開決定期間延長通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(第三者に対する意見聴取)

第5条 条例第10条第5項及び第6項の規定により意見聴取をする場合は、情報の公開に係る意見聴取通知書(様式第7号)により通知し、情報の公開に係る意見書(様式第8号)により当該第三者から書面により意見を求めることとする。

(第三者に対する公開決定等の通知)

第6条 条例第10条第5項及び第6項の規定による公開決定等の通知は、第三者情報の公開・非公開決定通知書(様式第9号)により行うものとする。

2 条例第10条第7項の規定による反対意見書の提出があった第三者への公開決定の通知は、第三者情報の公開決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(公開の方法等)

第7条 条例第11条第2項の規定による情報の閲覧、写しの交付又は視聴取は、管理者が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 情報の閲覧又は視聴取をする者は、当該情報を丁寧に取り扱い、汚損し、又は破損し

てはならない。

- 3 管理者は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのあるものに対し、情報の閲覧又は視聴取を中止させ、又は禁止することができる。
- 4 情報を公開する場合において、その写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(費用負担)

第8条 条例13条の規定による管理者が定める費用負担の額は、次のとおりとする。

- (1) 乾式複写機による写し又は電磁的記録を用紙に出力したもの(白黒で日本産業規格A列3番の大きさまで) 1枚につき10円
- (2) 乾式複写機による写し又は電磁的記録を用紙に出力したもの(多色刷りで日本産業規格A列3番の大きさまで) 1枚につき20円
- (3) 電磁的記録を光ディスクに複写したもの 1枚につき100円
- (4) その他の写し 管理者が別に定める額
- (5) 送付に要する費用 実費

2 前項に規定する費用負担は、前納を原則とする。

- 3 第1項第1号又は第2号において、文書が両面である場合は、その写しは片面ずつ(用紙2枚)として交付し、文書の写しの交付を受けるものが両面での交付を希望する場合(文書が片面である場合において、両面にして交付するときを含む。)は、両面で交付することができる。ただし、両面での写しの交付に要する費用については、用紙1枚として計算する。

(目録等の整備)

第9条 条例第18条第2項の規定による文書の目録及び情報の検索に必要な資料は、ファイル基準表とする。

(運用状況の公表)

第10条 例第19条による運用状況の公表は、毎年6月1日までに、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 情報公開の請求状況
- (2) 情報公開・非公開の状況
- (3) 審査請求とその処理状況
- (4) その他必要な事項

2 前項の公表は、安芸広域市町村圏事務組合ホームページへの掲載により行うものとする。

(雑則)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

情報公開請求書

年 月 日

安芸広域市町村圏事務組合管理者 様

住 所
氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及
び代表者の職・氏名〕

電話番号

安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の件名 又は内容	
公開の方法 (該当するものを○で 囲んでください。)	1 閲覧又は視聴取 2 写しの交付
請求の目的 (参考までにお尋ねす るものです。ご協力く ださい。)	

注 下欄には記入しないでください。

対象情報	件 名	(年度)
	担 当 局	電話番号
備 考		

様式第2号（第4条関係）

情報公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

安芸広域市町村圏事務組合管理者



年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開することと決定したので通知します。

情報の件名 又は内容			
公開の日時 及び場所	日 時	年 月 日	午後 時 午前 時
	場 所		
担 当 局	電話番号		
備 考			

- 注 1 指定された公開の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当局に連絡してください。
- 2 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第3号（第4条関係）

情報部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

安芸広域市町村圏事務組合管理者

印

年 月 日付で請求のありました情報の公開については、安芸広域市町村圏事務組合公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり部分公開することと決定したので通知します。

情報の件名 又は内容			
公開の日時 及び場所	日時	年 月 日	午前 時 午後 時
	場所		
情報の一部を 公開しない理由	安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例第7条第 号該当 (理由)		
担当局	電話番号		
備考			

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安芸広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安芸広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において安芸広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

注 1 指定された公開の日時に来庁できないときは、あらかじめ担当局に連絡してください。

2 情報の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

様式第4号（第4条関係）

情報非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

安芸広域市町村圏事務組合管理者



年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開しないと決定したので通知します。

情報の件名 又は内容	
公開しない理由	安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例第7条第 号該当 (理由)
担当局	電話番号
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安芸広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安芸広域市町村圏事務組合を被告として(訴訟において安芸広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 5 号（第 4 条関係）

情報の存否応答拒否決定通知書

第 号
年 月 日

様

安芸広域市町村圏事務組合管理者



年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例第 10 条第 1 項の規定により、当該情報の存否について応答拒否することと決定したので通知します。

情報の件名 又は内容	
応答拒否する理由	
担当局	電話番号
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、安芸広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、安芸広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において安芸広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 6 号 (第 4 条関係)

情報公開決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

安芸広域市町村圏事務組合管理者



年 月 日付けで請求のありました情報の公開については、安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

情報の件名 又は内容	
決定機関の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
担当部署	電話番号
備考	

様式第7号（第5条関係）

情報の公開に係る意見聴取通知書

第 号
年 月 日

様

安芸広域市町村圏事務組合管理者



年 月 日付けであなたに関する情報が記録されている情報の公開請求がありました。

つきましては、安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例第10条第5項及び第6項の規定により、当該情報を公開するかどうかの決定を行うに際し参考としたいので、別紙「情報の公開に係る意見書」によりあなたの意見を 年 月 日までに提出して下さるようお願いいたします。

請求があった情報の件名又は内容	
情報に記録されているあなたに関する情報	
担 当 局	電話番号

様式第8号（第5条関係）

情報の公開に係る意見書

年 月 日

安芸広域市町村圏事務組合管理者 様

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、
主たる事務所の所在地、名称及
び代表者の職・氏名〕

電話番号

年 月 日付けで通知のあったこのことについて、次のとおり回答します。

（該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。）

- 1 公開されても支障を生じない。
- 2 公開されると支障を生じる。
（公開により支障を生ずる部分）

（その理由）

様式第9号（第6条関係）

第三者情報の公開・非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

安芸広域市町村圏事務組合管理者



先に通知しましたあなたに関する情報が記録されている情報については、次のとおり（公開・部分公開・非公開）することと決定したので通知します。

情報の件名 又は内容	
公開することとしたあなたに関する情報	
公開の期日	年 月 日
担当局	電話番号

（教示）

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、安芸広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、安芸広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において安芸広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 10 号（第 6 条関係）

第三者情報の公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

安芸広域市町村圏事務組合管理者



年 月 日付けであなたから提出されたあなたに関する情報の公開に反対する意見書を参考にして、安芸広域市町村圏事務組合情報公開条例第 7 条ただし書きの規定により、次のとおり（公開・部分公開）することと決定したので、同条例第 10 号第 7 項の規定により通知します。

情報の件名 又は内容	
公開することとしたあなたに関する情報	
決定の理由	
公開の日時	年 月 日 午前 時 午後
担当局	
備考	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、安芸広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、安芸広域市町村圏事務組合を被告として（訴訟において安芸広域市町村圏事務組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。